

意見書案第10号

公共施設への太陽光発電設備設置の補助制度の創設を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年6月24日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹間 幸一
	〃	市古 映美
	〃	佐野 仁昭
	〃	宮原 春夫
	〃	石田 和子
	〃	斉藤 隆司
	〃	石川 建二
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	大庭 裕子
	〃	猪股 美恵

## 公共施設への太陽光発電設備設置の補助制度の創設を求める意見書

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故等により、計画停電が実施され、節電の取組が強められる中、太陽光を始めとする再生可能エネルギーの開発、普及及び利用の促進に国民の関心と要求が高まっており、国及び地方自治体の切迫した課題となっている。

「脱原発」、「太陽光発電の普及」を掲げて誕生した神奈川県の新しい知事は、5月19日の県議会の所信表明でも、改めて「脱原発で太陽光の時代へ」、「神奈川からエネルギー革命を起こす」と宣言し、「太陽光発電を圧倒的な勢いで普及させることにより、電力不足を補っていききたい」と述べた。

一方、本市においては、スクールニューディール構想など国の補助制度も活用して、現在までに市立の小学校30校、中学校12校及び高校1校に太陽光発電設備を設置してきたところである。

このように学校を始めとして市民館、区役所等の公共施設への広範囲にわたる設置は、太陽光発電を圧倒的な勢いでスピード感をもって普及させるためには避けられない課題であるが、現状では依然として市町村の財政負担が重いことから、県からの財政支援が強く求められている。

よって、県におかれては、太陽光発電の普及による「神奈川からのエネルギー革命」を確実に実行するためにも、県内の市町村の学校、市民館、区役所等の公共施設への太陽光発電設備の設置を強力に推進するための補助制度を早急に創設されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて